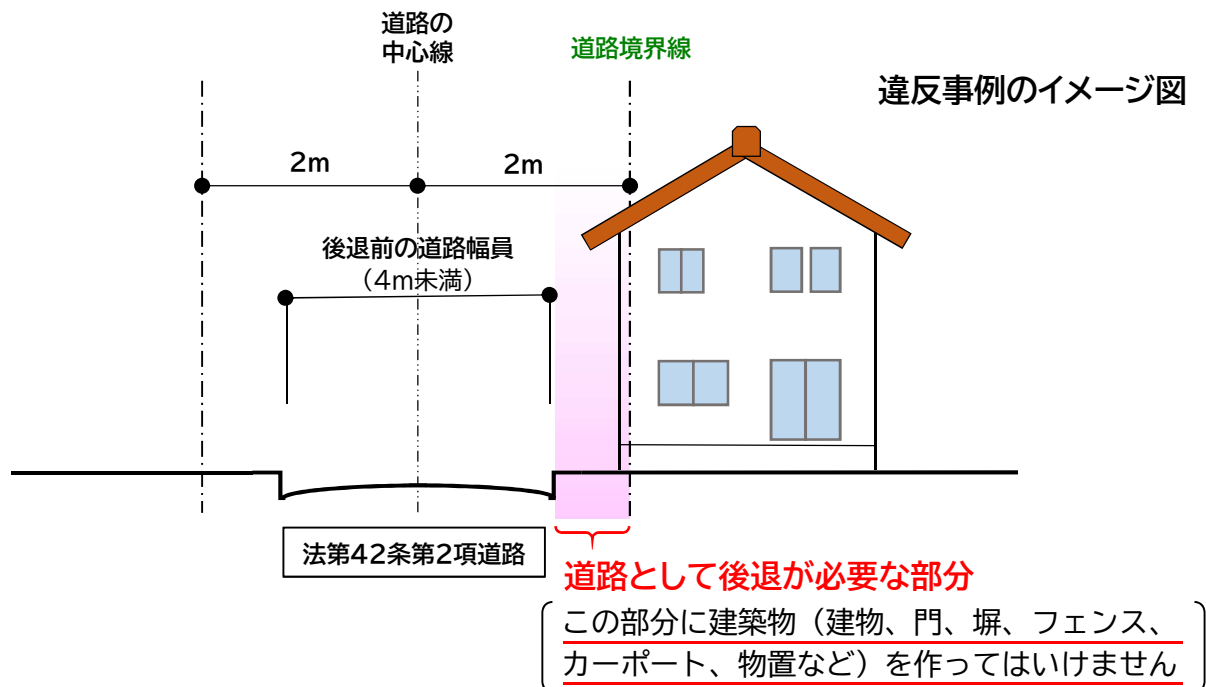


建築基準法第42条2項道路の後退部分に 建物・門・塀などは建築することはできません！



注) 後退部分は、自己所有地であっても、建築基準法上は道路とみなされます。
そのため法第44条第1項に規定される建築制限が適用されます。

42条2項道路とは・・・

建築基準法では、幅員が4m以上のものを道路と定義し、この道路に接していないと建築物を建てることはできません。

しかし、建築基準法が施行された昭和25年当時の市街地には、幅員4m未満の道も数多く存在しており、建替え等のための救済措置としてこれらの大半が建築基準法上のみなし道路(42条2項道路)に指定されています。

この42条2項道路は、道路の中心から2m後退した線が道路境界線とみなされ、この後退部分に建築物（建物、門、塀等）を作ることとはできません。

『**建築基準法の道路種別**』については、以下の窓口等で調べることができます

- ① 建築住宅局建築指導部建築安全課の窓口
(神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル5階)
- ② 神戸市情報マップ (<https://www2.wagmap.jp/kobe/Portal>)